

地域の独自避難所に 関する手引き



久留米市校区まちづくり連絡協議会防災対策検討委員会

2023年3月改訂版

【地域の独自避難所の手引き目次】

第 1	地域の独自避難所とは	P 1
1.	避難所の種類	P 1
2.	避難所の違い	P 1
第 2	避難の対象	P 2
第 3	開設のタイミング	P 2
第 4	避難所の運営	P 3
第 5	備蓄物資	P 3
第 6	運営費負担	P 3
第 7	施設管理者への依頼	P 3
第 8	地域独自避難所決定までの流れ	P 4
※	地域が独自開設する避難所への協力依頼について	P 5
※	独自避難所に関する協定書（雛形）	P 6

第1 地域の独自避難所とは

これまで、災害発生への恐れが高まった場合に、避難情報発令のタイミングに達した段階で、市が指定避難所の中から災害の状況に応じて避難所を開設してきました。

しかし、近年は、災害が発生する回数が高まるとともに、災害の規模も大きくなっていることから、地域住民の避難意識は高まっており、より早い段階での避難や、より身近な場所での避難、個人のニーズにあった避難などが求められています。

一方で、避難所運営には相当の人手もかかるため、避難者の様々なニーズに応えるのは難しい状況です。

地域の独自避難所は、こういった避難に関するニーズと運営に関する課題を少しでも解決するため、地域が独自に開設・運営する避難所です。

※地域での独自避難所の運用事例は、『私たちの地域は私たちで守る～自主防災マニュアル編～』付録2「自主防災活動 活動のステップ一覧と活動の実例集」活動項目Cを参照

1. 避難所の種類

『指定避難所』・・・自宅が被災した住民が一定期間避難生活を送るための避難所。

『自主避難所』・・・災害発生の際に一時的に身を守るための避難所。

『独自避難所』・・・災害発生の際に地域住民のニーズに応えるための避難所。

2. 避難所の違い

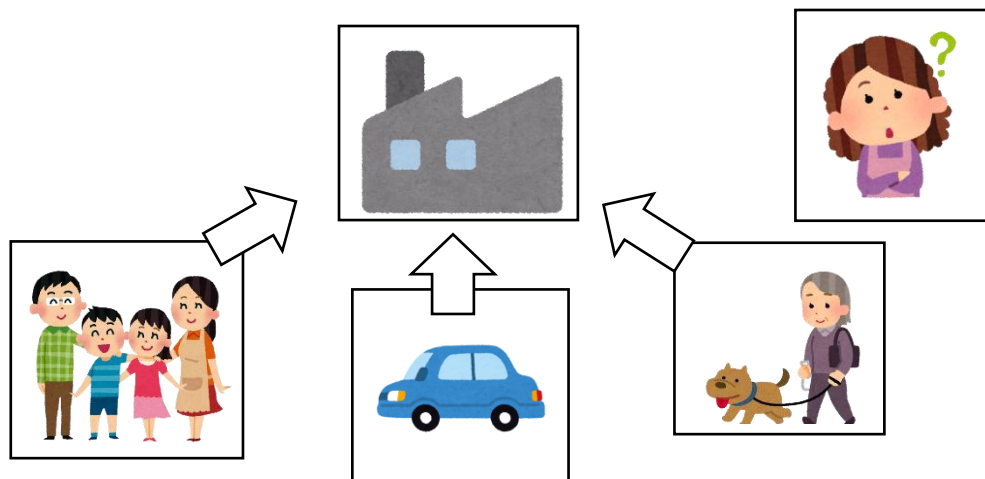
	施設の指定	開設タイミング	運営体制
指定避難所	市	・高齢者等避難 ・避難指示	・市職員 ・協働運営校区は地域役員等
自主避難所	市	・台風の暴風域	・市職員 ・協働運営校区は地域役員等
独自避難所	地域	・地域の判断	・地域役員等 ・施設管理者等

第2 避難の対象

地域独自の避難所は、あくまでも地域住民のニーズに対し、施設管理者の協力の下、地域が主体的に運営する制度であることから、**原則、地域住民のみを避難の対象**とします。(ただし、地域の判断で地域以外の住民を受入れることも可とする)

※全市的な広報・周知や地域防災計画への掲載は行いません。

また、避難者の受入れは、一般の避難者、車両避難者、ペット同伴避難者など、施設の状況に応じて受入れ可能な避難者を整理して下さい。



第3 開設のタイミング

市は、主に次の状況でしか避難所を開設しません。**地域がいつの時点から独自開設したいか決めておきます。**

特に、市の開設基準より先に開設を希望する場合は、施設管理者への説明が必要ですので、詳細な開設基準を決めておきましょう。

【市の開設基準】

- (台風)・・・久留米市が台風の暴風域に入る時（見込みが高い時）
- (水害)・・・警戒レベル3になった時
- (地震)・・・久留米市で震度5強以上を観測した時

第4 避難所の運営

地域の独自避難所の運営は、市の職員は派遣されません。地域の役員や避難者、施設の管理者の協力による運営をお願いします。

第5 備蓄物資

避難所運営に必要な物資で、市に在庫が十分にある物資は、地域の独自避難所へ配備可能です。必要な物資は、校区を通じて市へ問い合わせして下さい。

ただし、使用数量、補充数量、消費期限などは、校区の責任で管理します。

第6 運営費負担

光熱水費など、避難所運営にかかる経費は市からの負担はありません。施設管理者や地域による自主運営となりますので、両方で協議して下さい。

第7 施設管理者への依頼

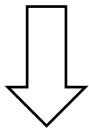
施設管理者への協力依頼は、地域が主体的に行います。※市職員は原則同行しません。必要に応じて久留米市防災対策検討委員会作成の協力依頼（チラシ）を使用して下さい。



第8 地域独自避難所決定までの流れ

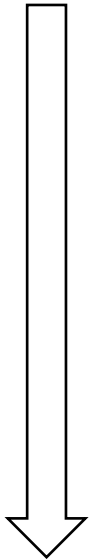
1. 避難所を探す

地域住民が移動しやすく、
使いやすい施設を選びましょう。



地域の中にある、避難所として使用したい
施設を探して下さい。

2. 安全性の確認



ハザードマップや聞き取りなどで、
どの災害の時に開設できるか確認しましょう。

【水害で使用する場合】

- ・床上浸水の可能性や安全な高層階を確保できるかを確認しましょう。

【土砂災害で使用する場合】

- ・レッドゾーンの中に施設や避難経路がないかを確認しましょう。

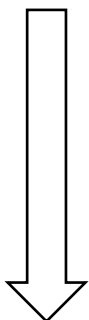
【地震で使用する場合】

- ・施設の耐震化ができているかを確認しましょう。

【台風で使用する場合】

- ・ガラスの飛散防止ができるかを確認しましょう。

3. 施設管理者へ協力依頼

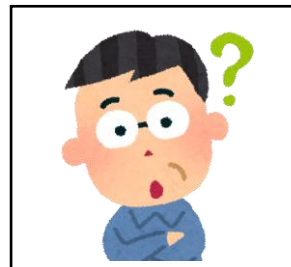


施設管理者へ、
地域独自開設避難所の概要と
地域の要望を説明しましょう。

どの災害？

どのタイミング？

誰が避難？



誰が運営？

4. 協定を締結

施設管理者への説明により承諾いただいた場合は、
『地域の独自開設避難所に関する協定書』を締結しましょう。

施設管理者さまへ

地域が独自開設する避難所への協力依頼について

近年の頻発かつ激甚化する自然災害の発生により、地域住民の避難に関する意識は非常に高まっています。

その中で、市が開設する指定避難所とは別に、地域が自由に開設・避難できる避難所の設置が求められています。

つきましては、地域住民の避難のために、御社の施設の開放についてご協力いただきたく存じますので、お取り計らいの程、よろしくお願いいたします。

久留米市校区まちづくり連絡協議会防災対策検討委員会

久留米市〇〇校区（自治会）の独自避難所に関する協定書（案）

久留米市〇〇校区まちづくり振興会（以下「甲」という。）と△△（以下「乙」という。）との間において、災害時における乙の施設を地域が独自開設する避難所（以下、「独自避難所」という。）として利用することに関し、協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の施設を災害時における〇〇校区住民の独自避難所として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（独自避難所としての利用）

第2条 甲は、災害時における〇〇校区の独自避難所として、乙の施設を利用する。

2 前項に定める独自避難所として利用する施設は、次のとおりとする。

（1）施設名 △△株式会社 管理棟

（2）施設 大会議室、休憩室、研修室

ただし、避難者数に応じ、他の施設の利用も検討するなど、乙は柔軟に対応する。

3 車による避難の際は、駐車場も利用できるものとする。

4 ペットの同伴避難は、独自避難所内での飼育や清掃などを飼育者の責任で行うことを条件として利用できるものとする。

（独自避難所の開設）

第3条 甲は、独自避難所を利用する場合、乙にその旨を申し入れる。

2 乙は、独自避難所の利用に重大な支障がある場合を除き、利用を認める。

3 乙は、勤務時間外又は休日等に独自避難所の利用を認める場合、警備員に連絡し、避難者を誘導するよう指示する。

4 甲は、△△株式会社 管理棟を独自避難所として利用する場合は、その旨を久留米市に連絡する。

5 甲及び乙は、相互の連絡体制について、あらかじめ定める。

（独自避難所の運営）

第4条 独自避難所の運営は甲が行い、責任者を定める。

2 乙は、甲の責任者に対し、独自避難者として利用する際の遵守事項を示す。

(費用負担)

第5条 乙は、原則として光熱水費など独自避難所の運営に係る経費の負担を甲に求めない。

(利用期間)

第6条 独自避難所の利用期間は、避難の原因となる危険な状況が解消されるまでの期間とする。

(協議)

第7条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ定める。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から年度末までとする。ただし、期間満了の1月前までに甲又は乙から解約の申出がないときは、1年間効力を延長する。

甲と乙は、この協定を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年〇月〇日

甲 久留米市〇〇町△△番地
久留米市〇〇校区まちづくり振興会
会 長 □□ □□

乙 久留米市〇〇町△△番地
△△
代表取締役社長 □□ □□